

環境影響評価審査会 播磨臨海地域道路部会（第2回）会議録案

- 1 日 時：令和3年10月6日（水）13時55分～15時45分
- 2 場 所：兵庫県民会館10階 福
- 3 議 題：（仮称）播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）に係る環境影響評価方法書の審査について
- 4 出席委員：上甫木委員（部会長）、遠藤委員、小谷委員、近藤委員、住友委員、田中委員、服部委員
- 5 兵 庫 県：環境影響評価室長、審査情報班長他班員2名
温暖化対策課、環境整備課、道路企画課高速道路推進室、東播磨県民局地域振興室環境課
- 6 配付資料
環境影響評価方法書の正誤表
資料1 環境影響評価法の手続きの流れ
資料2 景観、人と自然との触れ合いの場、文化財
資料3 日照、廃棄物等
資料4 住民意見及び都市計画決定権者の見解

7 議事概要

事務局が資料1により手続きの流れについて説明後、事業者が環境影響評価方法書の正誤表、資料2、3、4について説明。

〔質疑〕

【資料2 景観、人と自然との触れ合いの場、文化財】

（部会長）

二つほど質問させていただく。一つ目は、現地調査地点について、調査してこれから絞り込むという発言があったが、景観対象と景観眺望というのがあり、必要なところは実施する必要があると思うが、それはどの程度絞り込むという考えをお持ちですか。

（手続実施者）

まだ道路の実際のルートは決まっていないが、基本的には現地で事業実施区域が見えて、かつ、景観資源が確認できる箇所については全てやろうと思っている。

（部会長）

それであれば結構です。もう一つは説明の中で、具体的に言うと松風の小道の近くにある観光モデルコース、西国街道ロマンコースや、播州の松めぐりコースなどがふれあいの活動の場にはコースとして挙がっています。これが要するに、景観資源を眺望するポイントとしては、説明から落ちていたように思います。その辺りも、景観を眺望するポイントとして必要かと思いますがいかがですか。

(手続実施者)

人と自然との触れ合いの活動の場では散策コースというような視点で選定しているが、景観の眺望点という意味では散策コースというよりはそのポイントで選定している。松めぐりコースであれば、手枕の松とかそのポイント毎にきちんと押さえるように選定している。

(部会長)

今、想定されているゾーンの中に、私が申し上げたコースというのは、横断するように設定されている。必ず、道路が交差する形になりますので、近景からの眺望としては押さえておく必要があり、付加していただく方がいいと思います。

(手続実施者)

意見を踏まえて検討する。

(委員)

人と自然の活動の場の中でルートになっているのがいくつかあると思うが、エリアになっているところはその需要を調べることはそんなに難しくないと思うが、ルートの場合、その線が引かれているのは道路と思うが、どのような形で調査を行うのか。

(手続実施者)

ルートの中でも人が立ちどまるような場所、例えば、スタート地点や、周りに木がなく景観資源が良く見えると考えられる場所や、東屋があるなど、そういう視点で選定している。

(委員)

ルートなので、道路がつくられた後に、分断されるということが影響すると思うが、周りにお寺があったとして、それとどう関係するのかはわかった方がいいと思うので検討していただきたい。

(手続実施者)

はい。

(部会長)

眺望点について、解析する上で利用者数の情報を加味しながらやればいいのかと思います。色々な自然資源、動植物との関係も踏まえながら解析するという話がありましたが、年間を通して同じように使われる場所と、非常に季節性のある場所とでは、景観のとらえ方や配慮することが生き物なども含めて変わってきます。どういう時期にどれくらいの利用者があるか、という情報があれば、把握しておいていただく方が具体的な対応策がより有効になるかと思います。ご検討願いたい。

(委員)

質問ですが、このルートの黒線の中に入っているものは文字化しているだけで、点が入っているところが調査対象地点という理解でよろしいですか。

(手続実施者)

事業実施区域内に上がっているものだけを参考程度に挙げている。実際には眺望点から、事業実施区域が見えるところに、景観資源があれば、当然それも対象にさせていただきます。

(委員)

陸地ではないですが、海からの景観、例えば観光の船が通る時に見えたりすることがあるのかなと思います。周りの眺めとして道路が目立つところがあれば、観光の景観として配慮が必要かとも思いますので意見として申しあげておきます。

(委員)

前回も関連することを申し上げたが、文化財のなかの天然記念物の扱いについて、天然記念物というのは文化財の中で異質で、文化財は基本的に人の制作物という形で規定されている。ところが天然記念物だけは、並木道なども入っているが、人の手が入っていないような大自然も両方入っていて、どちらに位置づけるか非常に難しいところがある。今回の場合は、むしろ文化財に位置付けた方が、例えばヒメコマツなどが、動植物の天然記念物で挙がっていたと思いますが、それは単なる個体で、人間が育て上げてきたという傾向が強い。今回は大自然を天然記念物で挙げている例がほとんどなかったと思うので、文化財に入れた方が全体としてすっきりする。

動植物のところに挙げるのは、希少性ということで、人の手が入っていないような、自然に対しての評価というのが大きい。両方に挙げるなら両方に入ってもいいと思うが、文化財という項目があるのであれば、今回の場合は文化財に入れてまとめた方がいいかと思います。

(手続実施者)

今、天然記念物は植物の方を参照と書いてあるのを、改めてリストとして掲載した方がより好ましいのではないかということですか。

(委員)

天然記念物の取り扱いの対象として、文化財に入れた方がいいのか、植物に入れた方がいいのかという問題で、どちらかというところ、今回植物に挙げている天然記念物は、その植物の種というレベルから見ると、特に希少という訳ではなくて、大木だからということで指定されている。そうすると、人との関わりの方が大きいので、いわゆる一般的な文化財に入れた方がいいです。

(部会長)

今、天然記念物はこの文化財の一つの要素として位置付けられているのか。

(手続実施者)

はい。再掲になるので、植物の方で確認下さいという記載の方法になっている。

【資料3 日照障害、廃棄物等】

(部会長)

廃棄物等の調査手法のところ、必要な事業特性及び地域特性の把握により調査しますとありますが、現場にどのようなものがあるかという基本情報がないと予測はできない。埋立地なので色々なものが埋設されているのではないかと予測されますが、その辺りの情報というのは、どこから、どういうふう集めるのか。要するに基盤土壌、今の現地の土壌条件が、一定わからないと予測のしようがないというか、地域特性の中にそれが含まれるのではないかと思いますので、その辺り少し教えていただ

きたい。

(手続実施者)

基本的にその土壌の中に何が入っているかということについては、このアセスの事前調査では行わない予定。実際、土木工事の現場に入っていく際には、土壌汚染対策法や、ダイオキシン法等に基づいて事前の調査を行い、もし有害物質等が出てきた場合には、法律に基づいて処理をしていくという流れになる。

(部会長)

この時点での地域特性っていうのは、どういうことを把握するのか。

(手続実施者)

基本的には切り土、盛り土の現場の状況により発生土がわかる。あと構造物があれば、それでコンクリート塊の発生量などがわかるので、そういったものを調べていくことになる。

(部会長)

限界があるのは承知でお聞きしました。わかりました。

(委員)

日照障害の項目で、東西道路の中で、7、8メートル、もしくは10メートルくらいの嵩上げ道路があるとすれば、東西道路の北側に住宅があると、かなり日照障害が生じる。その辺の計算はするのだろうが、特に気になるのは、場合によっては道路の北側に壁を建てないといけないことになった場合、壁による陰もできる。透明板の壁だったらいいかもしれないが、それらを含めて日照障害の計算をし、予測をして欲しい。というのも、兵庫県の新幹線はほとんど高架ですが、高架の北側の住居のほとんどが日照障害の文句を言っている。こんなに日陰になるとは思わなかったと言っている。もし嵩上げ道路を作る場合には、高さ、ないし、壁によって音を遮断するという場合はその辺りも考えていただきたい。意見として、お願いします。

(手続実施者)

壁というのは、道路の遮音壁のことですか。

(委員)

そうです。

(委員)

廃棄物のところで、廃棄物の処理業者の一覧が載っています。これは何のために載せているのかよくわからないのだが、どういう意図ですか。

(手続実施者)

地域内で発生したものを処理できる場所があるということが確認できるように載せている。

(委員)

ということは、廃棄物の処理はこの地域内で全部処理するというのが基本になるということですか。

(手続実施者)

コンクリート殻、アスファルト殻、発生土砂は、距離と受け入れ先の価格などを比

較して、一番安価になるものを選択して、処理するということになるので、まずは近い所、安いところ、また更に安くなるためには他の現場での利用も確認して、一番安価で効率のいいものから順次選択していくことになる。

(委員)

人と自然の触れ合いの活動の場についてですが、環境影響評価の項目選定の理由のところの、土地又は工作物の存在というのは、出来上がった後に影響するというところでマルがされているが、いつもの環境影響評価の時は人と自然の触れ合いの活動の場というのは大体公園緑地とか観光資源みたいな点で表されていることが非常に多かったが、今回は観光ルートとか散策路とか、ルートになって道路に線が引かれている。例えば資材とか機械の運搬で車両が運行するということを検討しないと、観光や散策する人とルートが被ることがあると思いますので、検討していただければと思います。

(手続実施者)

工事の期間が一時的なもので、長期に渡るものではないので、今回は選定項目に入っていない。基準にしている省令等の技術基準の中でも、指定された国立公園とかそういう場所について、影響がある場合には項目として選定している。今回はそういったところに入っていないので、指定していない。

(委員)

選定していない理由というのはわかりました。観光も季節的なものなので、そういう一年中人が来るといふ訳ではないと思いますが、今回、方法書ということなので、また、後で詳しくやる時は少し入れていただければと思います。

【資料4 住民意見及び都市計画決定者の見解について】

(委員)

意見①のグリーンベルトですが、このグリーンベルトが設置された経緯を考えると、これを道路化するというのは矛盾があるように感じる。地域の実情をよく知らないで、設置された当初の意図を守りながらできる可能性があるなら問題ないと思うが、そもそも設置された意図が損なわれるような形にならないのかお伺いしたい。

それから、この道路計画は全線が開通するのはかなり先だと想定されますが、悩ましいのは将来の自動車の技術がどうなっているかということです。それを、現在の環境影響評価にどう反映させるかというのは非常に難しい問題だと思う。ただ意見③の2の、「車両はどのようなもの（EV等）として想定するか」の答えとして、「最新の予測手法に基づく排出係数や、パワーレベル等の設定」と書かれていますが、最新というのはあくまでも現時点の自動車の性能という意味ですか。この「最新の」が将来のEV車の普及率みたいなものを反映して、排出係数が減ってくるとか、そうとも読めない。この「最新の」という表現はどのような意味で使われているのか気になります。

(部会長)

最初の質問の方は、方針案にグリーンベルトの活用を含めて検討すると書かれてい

ますので、その背景を把握されていると思って聞いていましたが。

(手続実施者)

姫路市域に緑地帯があるが、公園として活用されているところを活用することも今回の道路計画で考えている。設置された背景は、沿岸部の工場と住宅地域との緩衝帯としての目的があると把握しており、活用の際は当初の目的を損なわないように確保した上で道路ができるよう、関係自治体と協力しながらして実施したいと考えている。それから最新のという言葉の使い方だが、将来的なものとなかなか捉えかねないという意見だったので、もう少し検討する。

(部会長)

今日説明された資料の中に、用途地域図があるが、最初の話題にあったグリーンベルトというのは、用途地域の中に入っているのかと思ったら、現わされていない。その辺り、一体どれぐらいの距離にわたって整備されているのか。

(手続実施者)

用途地域としては緑地ではなく工業地域の中に入っていると思う。

(部会長)

工業地域の中に、線上に設置されている。

(手続実施者)

はい、実際はある。

(部会長)

今この地図に表現されていないということですか。

(手続実施者)

はい、用途地域の中には表現されていない。

(委員)

意見書3-1、3-5とかに、温室効果ガスが書かれていて、2枚目のところの回答には二酸化炭素とかSDGsを重視しながら進めるということを書いているのに、3-1の見解は何もやりませんよという印象を非常に受けてしまいます。工事などは抑制しながら、最新でLCA等を考えながらやるとか、予測評価には書けないのですがというようなニュアンスで書かれた方が、良いように思います。何か特別な意図があって、言い方を変えているのか。

(手続実施者)

特別な意図はない。

(委員)

意見書の⑤ですが、すごく文化的な言い方で白鷺という言葉を出しているが、それを受けての見解は、白鷺なんて出てこないし、いきなり「製造業の活性化」とか、どう結びつくのかなという回答になっている。白鷺自体、絶滅危惧種ではありませんが、生物に配慮したとか、そういう対応が出てくるかなと思います。例えばその下の文化財に関しては、文化財保護の観点を入れています。

意見書⑥の1も、見解は「同上」となっているが、昆虫も一応調査している。そういう小さい昆虫にも配慮して計画を進めていきますというような答え方もあるのではと少し思いました。

(部会長)

ご検討をお願いします。

(委員)

意見書⑥の4番で、神社、墓地と書いてありますが、文化財の話のなかに墓地は入っていない。

(手続実施者)

文化財等には墓地は入っていません。

(委員)

回答が「同上」になっている。質問の意図として、地域の人々が祖先を祀る場所になっているという話なので、3番の文化財の話とはちょっと違うのではないかと思います。

(手続実施者)

ご意見を踏まえて少し書き方を検討する。

(手続実施者)

グリーンベルトの件で、資料3、図の4.2-1(2)土地利用現況図、「飾磨区」という文字が書かれた「磨」の右辺り、また「女鹿」と書かれたこの辺りがグリーンベルトの部分に当たる。そこから少し左手のところ、あと、実際にはこの新日鉄の辺りにもグリーンベルトの緑地帯があるが、そこは表示されていない。帯状の一部は表示されているが、全てが表示されているという訳ではない。

以上